

事業主のみなさま

確定給付企業年金 他制度掛金相当額
従業員への周知について

2022年3月

三菱UFJ信託銀行株式会社
年金カスタマーサービス部

「安心・豊かな社会」を創り出す信託銀行 *Create a Better Tomorrow*

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



はじめに

2020年に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、企業年金制度について様々な改正が行われてきました。

この改正により、2022年10月からは、個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入するための要件が変更になります。

また、2024年12月からは、確定給付企業年金(DB)の掛金が、iDeCoの掛金額に影響を及ぼすため、事業主さまから従業員のみなさまへのご案内が必要とされています。

この資料では、事業主のみなさまにご対応いただく事項をまとめておりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

1. 他制度掛金相当額の確認と周知

- 総幹事から他制度掛金相当額の報告を受けた事業主は、金額を確認の上、2022年10月までに従業員に周知します。

周知の時期

2024年12月から、企業型DCとiDeCoの拠出限度額に他制度掛金相当額が反映されるため、**2022年10月までに**他制度掛金相当額を従業員に周知します。

周知の方法

社内のイントラネットに掲示する、チラシを配布する等の方法等、従業員の方に届きやすい任意の方法で案内します。次ページ以降にご紹介する、次のツールをご活用ください。

- ① 厚生労働省作成のチラシ
- ② 補助資料

2. 従業員周知のツール

① 厚生労働省作成のチラシ

厚生労働省作成のチラシで、iDeCoに関する変更の概要を案内します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年5月から

iDeCoに加入できる年齢の要件などが拡大されます

これまで iDeCoに加入できるのは、60歳未満の方のみでした。
海外居住の方は加入できませんでした。

2022年5月以降

新たに下記の方がDeCoに加入できるようになります。

- ▶ 会社員・公務員など(国民年金第2号被保険者)で60歳以上65歳未満の方
- ▶ 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ▶ 国民年金に任意加入している海外居住の方

iDeCoに加入できる期間

現行	会社員・公務員など(第2号被保険者)	60歳	65歳
	自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者)	60歳	65歳
改正後 2022年5月~	会社員・公務員など(第2号被保険者)	60歳	任意加入
	自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者)	60歳	任意加入
	海外居住の方(任意加入)	任意加入	任意加入

国民年金への任意加入については、こちらのQRコードからご確認ください。
~厚生労働省ウェブサイト(2022年の制度改正/2022年5月施行)~

ご注意ください

- 公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。
- 現在iDeCoに加入されている会社員・公務員などの国民年金第2号被保険者の方は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者であれば、iDeCoも引き続き加入者となります。
掛金の拠出を停止したい方は、受付金融機関(運営管理機関)に対して運用指図者となる手続きをする必要があります。(ただし、昭和37(1962)年5月1日以前に生まれた方は、60歳到達時に加入者の資格を喪失しているため、令和4(2022)年5月以降に加入者となるためには受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。)
- 自営業者・専業主婦(夫)などの国民年金第1・3号被保険者でiDeCoに加入されている方が60歳以降に任意加入被保険者となり引き続きiDeCoに加入するためには、受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4(2022)年1月時点

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年10月から

企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

2022年10月以降

- ▶ iDeCoに加入できなかった企業型DC加入者の方もiDeCoに加入できるようになります。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と合算して月額5.5万円(確定給付型の他制度※にも加入する場合は、月額2.75万円)を超えることはできません。
※ 確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金
- ▶ 以下の①②が要件です。
① 掛金(企業型DCの事業主掛金・iDeCo)が毎月拠出であること
② 企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金拠出)を利用していないこと

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は1.2万円

例：企業型DCのみに加入していて、企業型DCの事業主掛金額が3万円の場合
月額5.5万円-3万円(企業型DCの事業主掛金額)=2.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

令和6(2024)年12月から

iDeCoの拠出限度額が変わります(確定給付型に加入する場合)

2024年12月以降

- ▶ 確定給付型の他制度に加入する場合(公務員を含む)のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額(公務員の場合は共済掛金相当額)と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円(各月の企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

例：① 企業型DCと確定給付型の他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合
月額5.5万円-4万円(企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額)=1.5万円 (iDeCoの拠出限度額は1.5万円)

② 確定給付型の他制度のみに加入していて、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合
月額5.5万円-2万円(他制度掛金相当額)=3.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

ご注意ください

- 実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額で決まります。
既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金の最低額(月額5千円)を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。
※iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の取り扱いや他制度掛金相当額の集約は、こちらのQRコードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額については、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)の加入者専用サイトでご確認ください。他制度掛金相当額については、事業主にご確認ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4(2022)年1月時点

(厚生労働省HPより掲載)

2. 従業員周知のツール

② 補助資料

具体的な他制度掛金相当額を案内するために補助資料をご活用ください。

他制度掛金相当額のご案内

あなたの「他制度掛金相当額」
〇〇,〇〇〇 円

厚生労働省からのご案内より <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

令和6(2024)年12月から
iDeCoの拠出限度額が変わります (確定給付型に加入する場合)

2024年12月以降

- ▶ 確定給付型他制度に加入する場合（公務員を含む）のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型他制度ごとの他制度掛金相当額（公務員の場合は共済掛金相当額）と合算して月額5.5万円を超えてはなりません。

企業型DCと確定給付型他制度に加入する場合	
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

例：① 企業型DCと確定給付型他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合
月額5.5万円 - 4万円(企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) = 1.5万円 (iDeCoの拠出限度額は1.5万円)
② 確定給付型他制度のみに加入していて、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合
月額5.5万円 - 2万円(他制度掛金相当額) = 3.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

あなたのiDeCoの掛金額 (限度額)

月額 5.5万円 —

(各月の企業型DCの事業主掛金額
加入者専用サイトで確認ください
_____ 円 + 他制度掛金相当額
_____ 〇〇,〇〇〇 円)

= _____ 円 ※iDeCoの拠出上限は2万円
1,000円単位、最大の掛金額は5,000円

補助資料のご使用に際して

総幹事会社からご報告のありました「他制度掛金相当額」を埋めてください。(2か所あります。)

《ご留意点》

- ① 複数の確定給付企業年金を実施している場合は、合計額としてください。
- ② 職種等(例えば、営業社員と事務社員)によって、他制度掛金相当額が異なる場合は、職種等毎に使い分けてご案内ください。

3. 想定Q&A

従業員からの想定Q&A

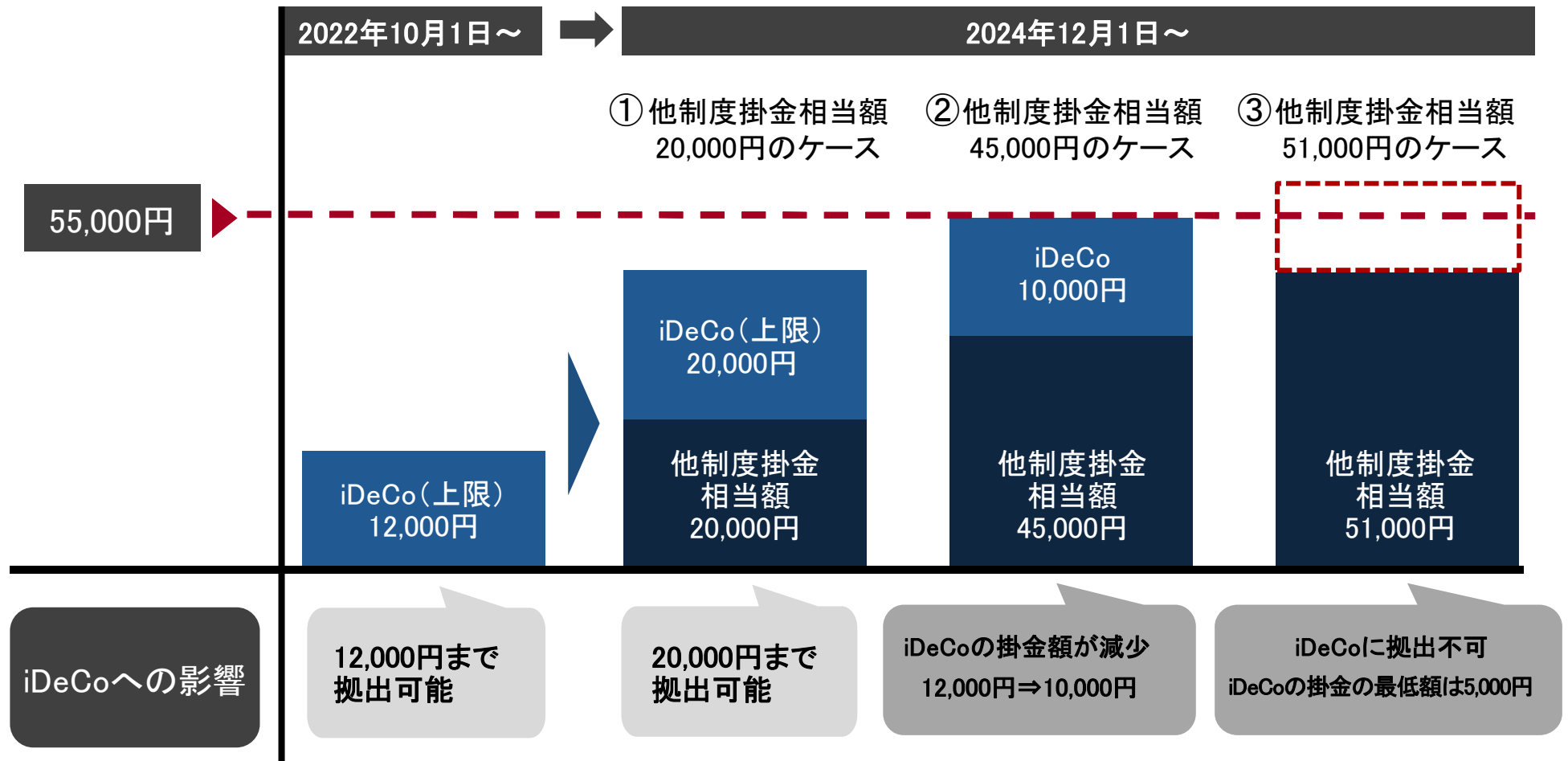
従業員から想定される質問と回答例をご用意しました。

企業型DCで加入者掛金を拠出しているがiDeCoには加入できるか	加入者掛金がiDeCoのいずれか一方を選択する必要があります。
iDeCoについて教えてほしい	国民年金基金連合会のホームページや照会先を活用してください。 https://www.ideco-koushiki.jp/
他制度掛金相当額はどのようにつかうのか	2022年と2024年の法改正により、iDeCoが活用できる機会が拡大します。ただし、iDeCoに拠出できる掛金は、2024年12月以降、他制度掛金相当額の影響を受けますので、拠出できる金額の目安を確認するために使用します。
他制度掛金相当額は今後も変わらないのか	確定給付企業年金の掛金を見直すことがあれば変更となる場合があります。変更後の金額は規約に規定されます。

4. (ご参考) 他制度掛金相当額がiDeCoの掛金額に及ぼす影響について

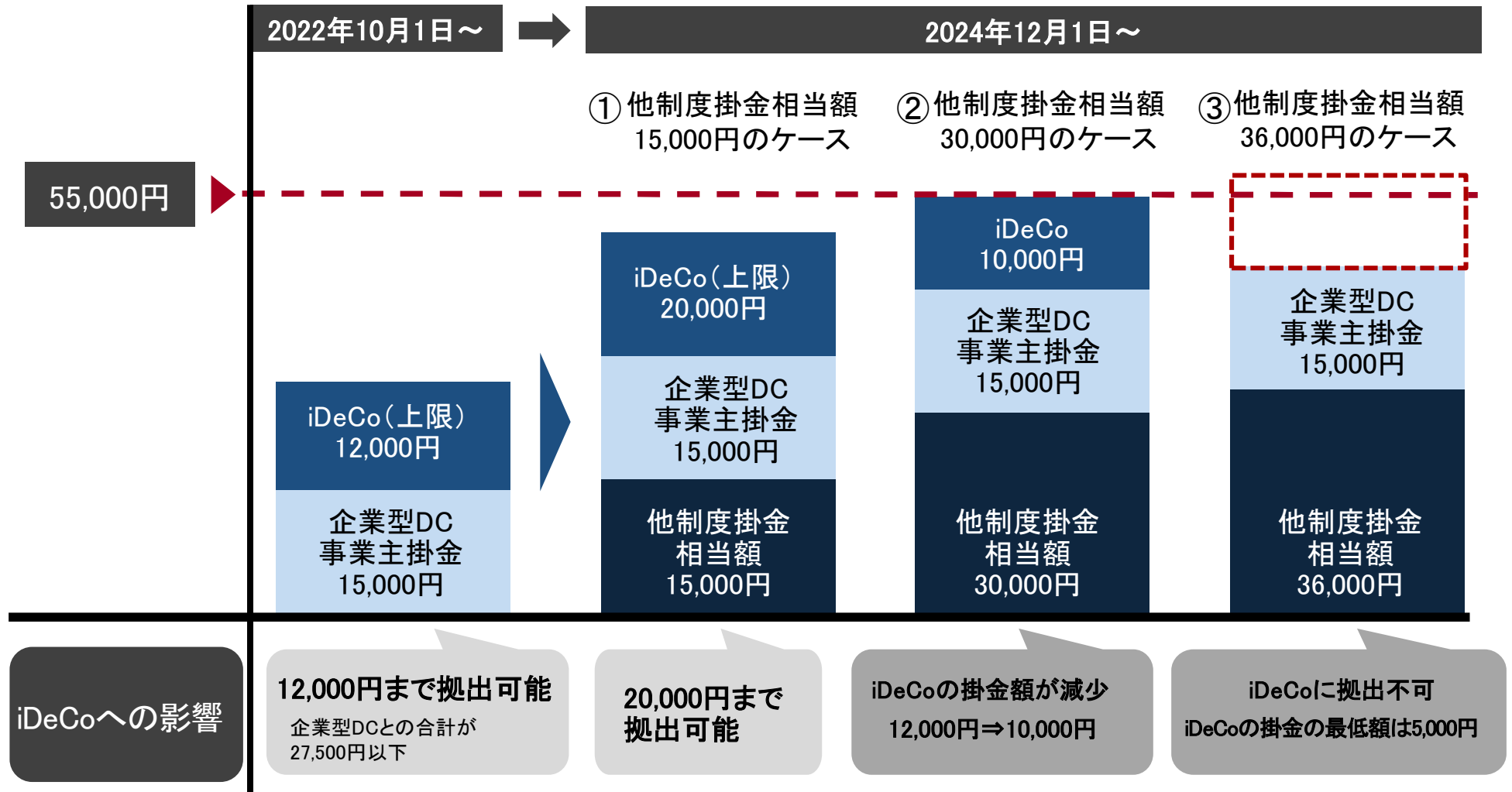
- 他制度掛金相当額が高い場合は、iDeCoの掛金額に影響を及ぼすおそれがあります。
- 影響について、他制度掛金相当額に応じたケースでお示します。

企業型DCを実施していない場合の例



4. (ご参考)他制度掛金相当額がiDeCoの掛金額に及ぼす影響について

企業型DC(事業主掛金15,000円)を実施している場合の例



-
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境、企業動向の変化や相場変動、労働法制、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
 - 本資料は、弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
 - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
弊社営業担当者へご照会ください
(受付時間: 9:00~17:00(土日・祝日除く))

三菱UFJ信託銀行株式会社 年金カスタマーサービス部